

白浜町農業委員会議事録

1. 開催日時 令和4年11月11日(金) 午後1時30分
2. 閉会日時 令和4年11月11日(金) 午後2時07分
3. 開催場所 富田事務所 2階会議室
4. 出席委員
1番 尾崎 義治 2番 市川 博 3番 本田 勉
4番 後呂 豊 5番 栗栖 一 7番 鈴木 隆文
8番 藤原 久恵 10番 小野 真一 11番 清水 哲治
12番 杉谷 孫司 13番 柏木 彰文
5. 欠席委員 6番 木戸 孝 9番 南 喜久治 14番 楠本 徹男
6. 事務局 局長 古守 繁行 係長 尾原 圭 主査 大平 真也
7. 議事日程 開会
議事録署名委員の指名
議事
報告第16号 農地の形状変更について
議案第37号 農地法第5条の規定による許可について
議案第38号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第39号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用
集積計画の決定について
その他
閉会

8. 会議の概要

局長 皆さんこんにちは。定刻となりましたので、只今から11月の農業委員会を開催させていただきますと思います。それでは早速ですけれども、会長職務代理者にご挨拶をいただきまして、引き続き議長として会議を進めていただきたいと思いますので、よろしくお願い致します。

議長 皆さんこんにちは。本日はお忙しい中、委員会にご出席をいただきまして誠にありがとうございます。それでは、只今より会議に入らせていただきしたいと思います。

本日の会議に際して、事前に欠席届をいただいております委員さんは、6番の木戸孝委員、9番の南 喜久治委員、14番の楠本 徹男委員でございます。また、本日は、白浜・西富田地区、南白浜地区、北富田地区、富田地区、日置地区、大古・矢田・安宅・塩野地区、三舞地区の推進委員さんが出席いただいております。それから、本日の議事

録の署名委員を指名させていただきます。4番の後呂 豊委員と10番の小野 真一委員を本日の議事録署名委員に指名致します。よろしくお願い致します。

4番委員 はい
10番委員

議長 それでは、早速ですが、議題に入らせていただきます。報告第16号 農地の形状変更につきまして、事務局より報告願います。

係長 はい、報告第16号 農地の形状変更につきましてご報告いたします。議案書の1ページをお願いいたします。対象地は〇〇で、地目は台帳、現況ともに田、面積は合計2,479㎡です。申請人は、〇〇さんです。ビニールハウス建築による田から畑への変更です。申請理由はハウス栽培をするにつき、周辺の営農環境への配慮を考え、届け出しましたとのことです。以上ご報告致します。

議長 事務局からの報告が終わりました。この件につきまして、ご意見ご質問等はございませんか。

全員 意見なし。

議長 ご意見ご質問がないようですので、報告第16号につきましては、専決処分の報告とさせていただきます。続きまして、議案第37号 農地法第5条の規定による許可について上程致します。事務局から説明願います。

係長 はい。議案第37号 農地法第5条の規定による許可についてご説明いたします。議案書の2ページをお願いいたします。申請地は、〇〇で、地目は、台帳、現況ともに畑、面積は52㎡です。譲受人は、〇〇の〇〇さん〇〇歳で、譲渡人は、〇〇の〇〇さん〇〇歳です。所有権移転を伴います資材置場への転用申請です。申請理由は譲渡人については以前から当該地を譲受人に管理していただいております、申し出があったため、本申請に至りましたとのことで、譲受人については隣接地を所有しており、当該地を資材置場として利用したいと考え本申請に至りましたとのことです。なお、本申請地の農地区分は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地であることから第2種農地に該当いたします。また、書類を精査したところ、農地法第5条第2項の各号の許可出来ない基準には該当していないため、許可基準の要件を全て満たしております。精査内容は、「資力・信用」、「計画面積の妥当性や土地の利用見込み」、「転用行為の確実性」などです。現地の状況を写真で説明いたしますので、前方のスクリーンをご覧ください。～スライド説明～以上です。ご審議よろしくお願い致します。

議長 事務局からの説明を終わります。1番につきましては、〇〇地区でございます。〇〇委員のご意見をお伺いします。

〇〇委員 先日、〇〇委員と確認してきました。こんなところに畑があると思いませんでした。異議ございません。

議長 他の委員さん方ご意見ございませんか。

全員 異議なし。

議長 ありがとうございます。異議なしとのことでございますので、議案第37号につきましては、申請通り承認いたします。続きまして、議案第38号 農地法第5条の規定による許可申請について上程いたします。事務局から説明願います。

係長 はい。議案第38号 農地法第5条の規定による許可申請についてご説明いたします。議案書の4ページをお願いいたします。申請地は、〇〇で、地目はいずれも、台帳、現況ともに田、面積は合計1,005㎡です。譲受人は、〇〇の〇〇さんで、譲渡人は、〇〇の〇〇さん〇〇歳です。所有権移転を伴います太陽光発電施設用地への転用申請です。申請理由は、譲渡人については農業後継者がおらず、農地の管理が困難な状態にあったため本申請に至りましたとのことで、譲受人については太陽光発電の事業用地として土地を有効活用したいと考え、本申請に至りましたとのことです。なお、本申請地の農地区分は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地であることから第2種農地に該当いたします。また、書類を精査したところ、農地法第5条第2項の各号の許可出来ない基準には該当していないため、許可基準の要件を全て満たしております。精査内容は、「資力・信用」、「計画面積の妥当性や土地の利用見込み」、「転用行為の確実性」などです。現地の状況を写真で説明いたしますので、前方のスクリーンをご覧ください。～スライド説明～以上です。ご審議よろしくお願い致します。

議長 事務局からの説明を終わります。1番につきましては、〇〇地区でございます。〇〇委員のご意見をお伺いします。

〇〇委員 異議ございません。

議長 他の委員さん方ご意見ございませんか。

全員 異議なし。

議長 ありがとうございます。異議なしとのことでございますので、議案第38号につきましては、申請通り承認いたします。続きまして、議案第39号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について上程いたします。事務局から説明願います。

係長 はい。議案第39号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積

計画の決定についてご説明いたします。議案書の6ページをお願いいたします。集積計画の概要をご説明いたします。利用権設定件数は16件、22筆で、面積は合計34,639㎡となっております。全件が、和歌山県農業公社が利用権設定で借り受けた後、農地中間管理事業により貸し付けを行う予定となっております。また、全件が使用貸借権の設定です。続きまして、詳細についてご説明いたします。

まず、1番についてご説明いたします。議案書の7ページをお願いいたします。申請地は、〇〇で、現況地目は畑、面積は2,300㎡の内700㎡です。借人は、和歌山県農業公社で、貸人は〇〇の〇〇さん〇〇歳です。令和4年12月1日から5年間の使用貸借権の新規設定で、利用目的は花卉栽培です。なお、利用権設定後、〇〇の〇〇さんを貸付先として予定しております。

続きまして、2番についてご説明いたします。議案書の8ページをお願いいたします。申請地は、〇〇で、現況地目は畑、面積は835㎡です。借人は、和歌山県農業公社で、貸人は〇〇の〇〇さん〇〇歳です。令和4年12月1日から5年間の使用貸借権の新規設定で、利用目的は野菜栽培です。なお、利用権設定後、〇〇の〇〇さん〇〇歳を貸付先として予定しております。〇〇さんについては、7番から9番についても貸付先として予定しております。

続きまして、3番についてご説明いたします。議案書の10ページをお願いいたします。申請地は、〇〇で、現況地目は田、面積は2,597㎡です。借人は、和歌山県農業公社で、貸人は〇〇の〇〇さん〇〇歳です。令和4年12月1日から7年11か月間の使用貸借権の新規設定で、利用目的は水稻栽培です。なお、利用権設定後、〇〇の〇〇さん〇〇歳を貸付先として予定しております。〇〇さんについては、4番、6番についても貸付先として予定しております。

続きまして、4番についてご説明いたします。議案書の12ページをお願いいたします。申請地は、〇〇で、現況地目は田、面積は546㎡です。借人は、和歌山県農業公社で、貸人は〇〇の〇〇さん〇〇歳です。令和4年12月1日から7年11か月間の使用貸借権の新規設定で、利用目的は水稻栽培です。

続きまして、5番についてご説明いたします。議案書の14ページをお願いいたします。申請地は、〇〇で、現況地目はともに田、面積は合計3,219㎡です。借人は、和歌山県農業公社で、貸人は〇〇の〇〇さん〇〇歳です。令和4年12月1日から6年間の使用貸借権の新規設定で、利用目的は水稻栽培です。なお、利用権設定後、〇〇の〇〇さん〇〇歳を貸付先として予定しております。

続きまして、6番についてご説明いたします。議案書の16ページをお願いいたします。申請地は、〇〇で、現況地目は田、面積は1,476㎡です。借人は、和歌山県農業公社で、貸人は〇〇の〇〇さん〇〇歳です。令和4年12月1日から7年11か月間の使用貸借権の新規設定で、利用目的は水稻栽培です。

続きまして、7番についてご説明いたします。議案書の18ページをお願いいたします。申請地は、〇〇で、現況地目は田、面積は806㎡です。借人は、和歌山県農業公社で、貸人は〇〇の〇〇さん〇〇歳です。令和4年12月1日から10年間の使用貸借権の新規設定で、利用目的は野菜栽培です。

続きまして、8番についてご説明いたします。議案書の20ページをお願いいたしま

す。申請地は、〇〇で、現況地目は田、面積は321㎡です。借人は、和歌山県農業公社で、貸人は〇〇の〇〇さん〇〇歳です。令和4年12月1日から10年間の使用貸借権の新規設定で、利用目的は野菜栽培です。

続きまして、9番についてご説明いたします。議案書の22ページをお願いいたします。申請地は、〇〇で、現況地目はいずれも田、面積は合計773㎡です。借人は、和歌山県農業公社で、〇〇の〇〇さん〇〇歳です。令和4年12月1日から10年間の使用貸借権の新規設定で、利用目的は野菜栽培です。

続きまして、10番についてご説明いたします。議案書の24ページをお願いいたします。申請地は、〇〇で、現況地目は田、面積は937㎡です。借人は、和歌山県農業公社で、貸人は〇〇の〇〇さん〇〇歳です。令和4年12月1日から6年間の使用貸借権の新規設定で、利用目的は水稻栽培です。なお、利用権設定後、〇〇の〇〇さん〇〇歳を貸付先として予定しております。

続きまして、11番についてご説明いたします。議案書の26ページをお願いいたします。申請地は、〇〇で、現況地目はいずれも田、面積は合計4,100㎡です。借人は、和歌山県農業公社で、貸人は〇〇の〇〇さん〇〇歳です。令和4年12月1日から10年間の使用貸借権の新規設定で、利用目的は水稻栽培です。なお、利用権設定後、〇〇の〇〇さんを貸付先として予定しております。〇〇さんについては、12番から14番についても貸付先として予定しております。

続きまして、12番についてご説明いたします。議案書の28ページをお願いいたします。申請地は、〇〇で、現況地目は田、面積は1,485㎡です。借人は、和歌山県農業公社で、貸人は〇〇の〇〇さん〇〇歳です。令和4年12月1日から10年間の使用貸借権の新規設定で、利用目的は水稻栽培です。

続きまして、13番についてご説明いたします。議案書の30ページをお願いいたします。申請地は、〇〇で、現況地目はいずれも田、面積は合計4,720㎡です。借人は、和歌山県農業公社で、貸人は〇〇の〇〇さん〇〇歳です。令和4年12月1日から10年間の使用貸借権の新規設定で、利用目的は水稻栽培です。

続きまして、14番についてご説明いたします。議案書の32ページをお願いいたします。申請地は、〇〇で、現況地目は田、面積は898㎡です。借人は、和歌山県農業公社で、貸人は〇〇の〇〇さん〇〇歳です。

令和4年12月1日から10年間の使用貸借権の新規設定で、利用目的は水稻栽培です。

続きまして、15番についてご説明いたします。議案書の34ページをお願いいたします。申請地は、〇〇で、現況地目は田、面積は742㎡です。借人は、和歌山県農業公社で、貸人は〇〇の〇〇さん〇〇歳です。令和4年12月1日から1年間の使用貸借権の再設定で、利用目的は野菜栽培です。なお、利用権設定後、〇〇の〇〇さんを貸付先として予定しております。

続きまして、16番についてご説明いたします。議案書の36ページをお願いいたします。申請地は、〇〇で、現況地目はいずれも畑、面積は合計10,484㎡です。借人は、和歌山県農業公社で、貸人は〇〇の〇〇さん〇〇歳です。令和4年12月1日から20年間の使用貸借権の新規設定で、利用目的は梅栽培です。なお、利用権設定後、〇〇の

〇〇さんを貸付先として予定しております。また、書類を精査したところ、いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。以上です。ご審議よろしくお願い致します。

議長 事務局からの説明を終わります。1番につきましては、〇〇地区でございます。〇〇委員のご意見をお伺いします。

〇〇委員 もうすでに耕作をはじめています。この団地では初めてのケースですので、見守っていきたくと思います。異議ございません。

議長 2番から6番につきましては、〇〇地区でございます。〇〇委員のご意見をお伺いします。

〇〇委員 2番から6番について、異議ございません。その中で、3番、4番、6番の貸付先の方の住所が〇〇県になっていますが、実家が〇〇地区ですので問題ありません。

議長 7番から10番につきましては、〇〇地区でございます。〇〇委員のご意見をお伺いします。

〇〇委員 異議ございません。

議長 11番、12番につきましては、〇〇地区でございます。〇〇委員のご意見をお伺いします。

〇〇委員 先日、耕作者さんとお会いしました。すでに耕しはじめていただいています。異議ございません。

議長 13番、14番につきましては、〇〇地区でございます。〇〇委員のご意見をお伺いします。

〇〇委員 異議ございません。

議長 15番につきましては、〇〇地区でございます。〇〇委員のご意見をお伺いします。

〇〇委員 異議はありませんが、貸付予定先の方は今年、何も作っていませんでした。草が生い茂り、耕作放棄地のような状態でした。そのようにならないように指導していかないといけないと思います。

議長 16番につきましては、〇〇地区でございます。〇〇委員のご意見をお伺いします。

〇〇委員 20年から30年の間、放置されている梅畑です。耕作いただけるならありがたいです。異議ございません。

議長 他の委員さん方のご意見はございませんか。

全員 異議なし。

議長 ありがとうございます。異議なしとのことでございますので、議案第39号につきまして、計画の決定を承認致します。

議長 以上で、予定しておりました議案は全て終了致しました。続きまして、その他の事項について、事務局より報告願います。

係長 ～農業委員・農地利用最適化推進委員活動報告書の提出について～
～新年会について～

議長 報告事項は以上でございます。他に何かご意見はございませんか。

〇〇委員 8月に東京へ農業共済の研修に行ってきました。全国から30人くらいの人数が集まりましたが、懇親会もありました。やり方の問題だと思います。白浜町は、観光にきてもらい、お金を使ってもらって成り立っています。地元の人はコロナにかからないように外へ出ずに自粛するのはいかなものかだと思います。

係長 新年会については、来月の農業委員会の際にまた連絡いたします。

〇〇委員 先ほどの案件、1件確認が漏れていました。報告第16号の形状変更についてです。ハウスを建てる予定だということは、配っていただいた図面である程度わかりますが、50cm以上嵩上げする等の定義があって届出をするものだと思っていました。ハウスを建てる場合でも、届を出さないといけないのでしょうか。

係長 今回のケースは、ハウスを9棟、面積にすると1,665㎡程と広範囲な計画であります。排水の具合で、15cm～30cm程掘削するという話です。周囲の方から周りの営農に影響があるのではないかと指摘がありました。事務局としては、水利組合、周囲の方々から同意の上、形状変更の届を出すように説明しました。

〇〇委員 排水の話が出ましたが、配っていただいた図面では読み取れません。

〇〇委員 現場は、該当地を一周、排水用の溝を掘っているような状態です。この場所は水が溜まって、畑作をするには厳しいところです。

〇〇委員 どのようにするのかわかりませんが、溝を掘ることで、周囲からの水が集まったことで余計に条件が悪くなるように思います。

〇〇委員 そのようにはならないそうです。横に大きな排水路があるので、そこへ集中して流せるように計画を立てているそうです。

〇〇委員 当該地付近には民家があります。換気扇を回すと騒音等の問題が出てきてしまいます。〇〇委員さんは、民家の方々へ迷惑とならないよう、反対側へ換気扇をつけるようにとアドバイスをいただいていると聞いています。現地を見ると、ハウスを建てる予定の場所が高く、排水路のほうが低くなっているのを確認しました。

〇〇委員 ハウス栽培で何を作る予定なのでしょうか。

〇〇委員 作物はイチゴ、アスパラガスを作るそうです。以前は枝豆をたくさん作っていました。これからも野菜栽培を行う予定だそうです。

議長 他に何かご意見はございませんか。

全員 はい。

議長 なければ、次回の委員会につきましては、令和4年12月2日（金）午後1時30分から富田事務所 2階 会議室での開催を予定しております。それでは、本日はこれで委員会を終了したいと思いますのですが、いかがですか。

全員 異議なし。

議長 以上をもちまして、委員会を閉会致します。どうもありがとうございました。

～尾崎職務代理者は、午後2時07分に閉会を宣した。～

この議事録は事務局が記載したものであるが、その内容が正確であることを証するためにここに署名する。

令和 年 月 日

議 長

委 員

委 員

※署名については、原本に行っています。